

# 御前崎市立白羽小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。法律において「児童等は、いじめを行ってはならない」といじめの禁止がもりこまれている。しかし、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという基本的認識のもと、学校・家庭・地域が一体となって、「未然防止・早期発見・早期対応」に取り組むことが重要である。

この方針は、本校の全ての児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない、いじめを見落とさない学校づくりを進めるために策定した。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法 第2条】

### (2) いじめ防止のための基本的な姿勢

- ① 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- ② 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ③ 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ④ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ⑤ 児童一人一人の変化に気付く感覚や児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑥ いじめを早期に発見し、速やかに報告するとともに、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑦ いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

### (3) いじめ対策委員会

- ① 構成員：校長、教頭、教務、生徒指導、養護教諭、学級担任、学年主任、その他関係職員
- ② 内容：まず現状報告・共通理解を図る。調査方針・役割分担を行い、聞き取り等の調査を行う。報告及び事実関係の共通理解を図った後、今後の指導方針を決定し、指導体制の編成等を行う。
- ③ 評価：学校評価の項目にいじめ防止のための取組状況を評価項目に位置付け、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修を実施していく。

## 2 いじめの未然防止のための手立て

### (1) 学級・学校経営の充実

児童一人一人が目標をもって自分の力を伸ばし、楽しく学校生活を送ることができるよう互いに認め合い、支え合い、助け合う学級づくりに努める。また、学級や学校のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。

### (2) 楽しい授業づくり

全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を行う。

### (3) 児童の人権意識を育てる

いじめに関わる「全校道徳」や人権をテーマにした「人権道徳」を行い、児童の人権意識を育てる。

### 3 いじめの早期発見のための手立て

#### (1) 教師による日々の観察

子どもと共に始業前、休み時間や昼休みの機会に、児童の様子に目を配る等、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。また、学級内の人間関係を把握するように努め、気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復に当たる。

全教職員で子どもの些細なサインを見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めると共に、協力体制を整える。

#### (2) 生活アンケート

定期的に、いじめに関する情報を集めるアンケートを実施する。初回は、担任が学級の全児童と個別面談を行う。2回目以降は、どんな些細なことでも、記述した児童のSOSと捉えて、書いた児童と面談を実施する。面談した児童の情報は生徒指導主任が集約し、市教委に報告する。アンケート用紙は5年間全校児童分を保管する。

#### (3) 教育相談

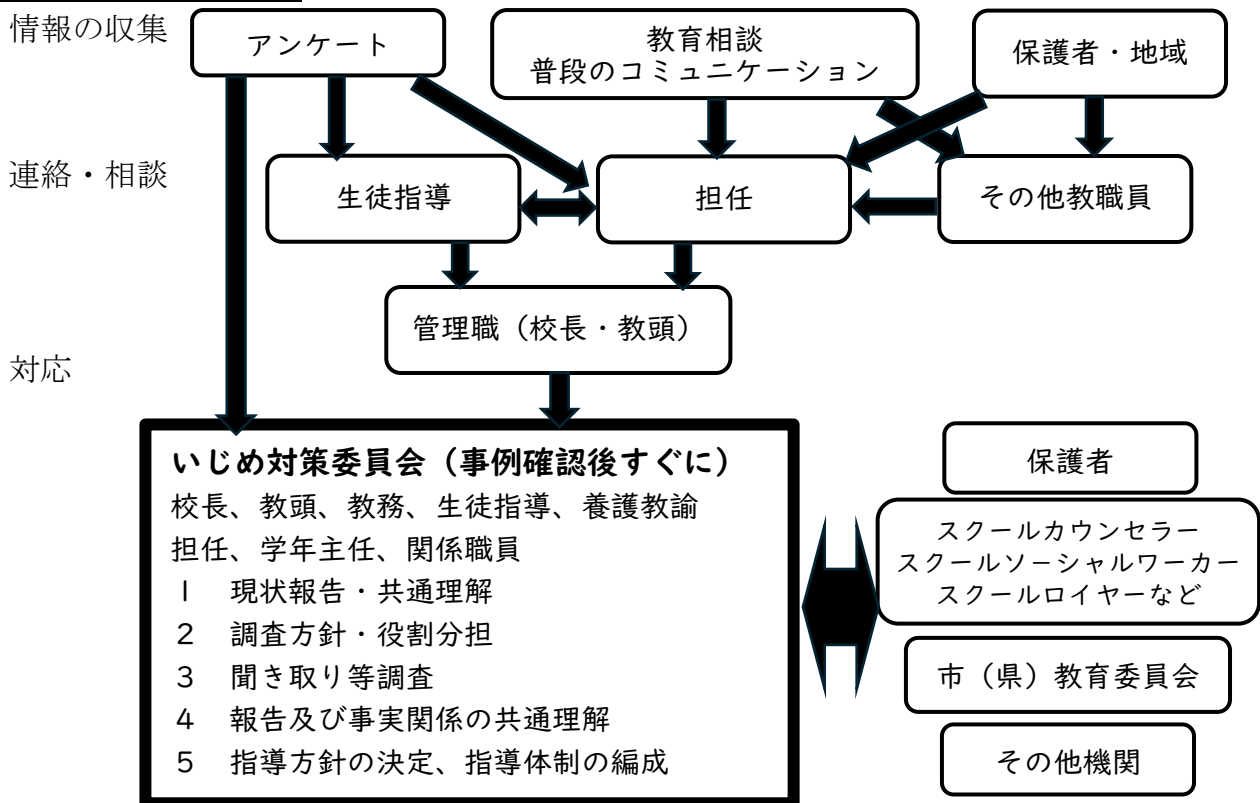
普通の教室での何気ない児童との会話や、遊びの中での会話も教育相談と考える。話す内容はもちろん、口調、表情、しぐさなど普段から教育相談として意識することで、些細な児童の変化に気付くことができる環境を作る。

#### (4) 保護者との連携

いじめの発見のきっかけは、保護者からの訴えが多いことから、いじめられている児童は、家庭でも様々なサインを出していると考えられる。いじめの早期発見には、保護者の観察と協力が不可欠である。面談や電話連絡などで児童の様子を伝えるなど、連携して早期発見及び解決に当たる。

### 4 いじめの早期対応について

#### (1) いじめ対応の流れ



## (2) 即時対応の取組

### ① 組織を活用した状況調査

- ・ いじめの兆候を認知したら、生徒指導主任に報告し、複数の職員で状況調査を実施し、即時対応を図る。
- ・ 「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的な状況調査を実施する。

### ② 市教委への報告

- ・ いじめを認知したら市教委へ連絡する。

### ③ いじめられている児童の保護

- ・ 全職員の共通理解を図り、確実な見守りを実施し、安全を確保する。
- ・ 必要に応じ別室等を確保し、確実な保護を図る。

## (3) いじめをしている児童への指導

- ・ 複数の教職員で的確な指導に当たる。
- ・ 今後前向きに学校生活を送れるよう支援する。

## (4) いじめられている児童の保護者への対応

- ・ 定期的に情報を提供し、丁寧に対応策を協議する。

## (5) いじめをしている児童の保護者への対応

- ・ 定期的に情報交換を行い、連携した対応に当たる。

## (6) その他の児童に対する対応

- ・ 学級担任による児童への説明と指導を実施し、いじめ解消を図る。

## **5 いじめ重大事態について**

### (1) 法の定義

学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(第1号)又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。 【平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法 第28条】

※第2号「相当の期間」の目安として、年間30日間程度。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。

### (2) いじめ重大事態調査委員会

(1)の事象や保護者からの申し立てがあった場合、早急に市教委へ報告し、学校にていじめ重大事態調査委員会を設ける。構成員はいじめ対策委員と同じである。【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)】に沿って対応していく。

**6 年間計画**

月	内 容
4	児童・保護者理解 児童に関する書類の確認・記入
	PTA 総会資料にて保護者へ説明
	子どもを見つめる会
	希望面談
5	生活アンケート①
	児童個別面談
	全校道徳
7	生活アンケート②
	保護者面談
9	生活アンケート③
1 1	生活アンケート④ 人権道徳
1	生活アンケート⑤
2	生活アンケート⑥
3	児童に関する書類の記入・整理

令和8年3月 改訂